

証券コード 4450
2021年3月15日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
株式会社パワーソリューションズ
代表取締役社長 佐藤成信

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月29日（月曜日）午後7時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日） 午前10時00分
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテルルポール麹町（麹町会館）
2階「サファイア」
※前回の定時株主総会と会場が異なりますので、末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第19期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.powersolutions.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復基調が期待されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大とそれに対応する企業活動の自粛や緊急事態宣言の発令により、個人消費や輸出、生産が減少する等、大きな減速を余儀なくされました。緊急事態宣言解除後も感染拡大第2波、第3波への警戒から、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社の主要販売先である金融業界におきましては、顧客の経営戦略に伴って業務・事務負担が発生する毎に必要な対応やグループの統廃合によるシステムの統廃合など、業界全体として引き続き需要が高まっております。さらに、今後の注力サービスであるRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）関連サービスの市場は依然として各種メディアでの注目度は高く、生産年齢人口の減少や新型コロナウイルス感染症拡大による働き方の変化によって金融業界のみならず一層活用期待は高まっております。

このような経営環境のもと、RPA等の活用を含むIT利活用やデジタル化による業務プロセス改革（デジタルトランスフォーメーション）の継続した需要増加を背景に、顧客からの引き合いは依然として強く、それに伴い、積極的なコンサルタント人材の育成、コンサルタント経験者の採用、及び金融機関に留まらないあらゆる業界の企業との更なる新規取引の獲得や業界特化型RPAサービス提供に向けた企画・販促活動をしてまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響により受注時期の遅延や予定されている見込み案件の凍結なども発生し、製造原価の固定費（人件費）比率が高い当社の業績に影響がありましたが、こうした動きは緩やかに収まりつつあります。なお、業務の効率化を図るため、芝大門オフィスと大手町二丁目オフィスを廃止し、新たに九段下オフィスを新設し統合いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,678,264千円（前年同期比6.8%減）、営業利益は83,121千円（前年同期比76.1%減）、経常利益は78,544千円（前年同期比76.1%減）、当期純利益は69,925千円（前年同期比68.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は、32,806千円となっております。その主な内訳は、九段下オフィス新設による事務所設備工事18,168千円、什器購入等13,359千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は資金の機動的な調達に備え、取引銀行3行との間に特別当座貸越契約を締結しております。なお、当事業年度末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

① 既存事業の受注拡大

・安定的な取引の実現

当社は設立以降、着実な実績の積み重ねにより、資産運用会社をはじめとする金融機関との取引を実現するに至りました。今後も製販一体体制、一気通貫したサービス提供体制を強化し、提案力及び顧客の満足度向上に努め、既存取引先及び新規取引先との安定的な案件獲得を目指します。

既存取引先は、2019年12月期に案件受注実績のある取引先企業115社のうち、2020年12月期も案件受注実績がある取引先企業は94社であり、2020年12月期の取引継続率（注1）は81.7%となっております。2020年12月期の新規取引は、RPA関連サービスを中心に77社獲得しましたが、今後、更なる顧客基盤の強化を目指します。

・プライム案件（注2）の獲得

システム開発業界では、ピラミッド構造と呼ばれる開発体制が一般的であります。当社は、各種SIerからサービスを導入した後のエンドユーザーの支援を行うため、顧客である金融機関と直接コミュニケーションをとって案件を推進するプライム案件が多数を占めております。プライム案件は、中抜きが発生しないことで収益性が高まる案件が多くなる傾向にあり、また、顧客と直接コミュニケーションが取れることで次の案件提案につながるニーズを把握することも可能であります。当社は、今後も当該案件の拡大を目指してまいります。なお、2020年12月期において、航空券手配代行サービスを除く売上高2,627,228千円のうちプライム案件の売上高は2,326,802千円であり、プライム案件売上高比率は88.6%となっております。

(注) 1. 取引継続率

航空券手配代行サービスのみを提供している取引先を除く。

2. プライム案件

エンドユーザーである顧客との直接取引及び顧客グループのシステム開発会社との取引を指す。

② 顧客業務プロセスのデジタルプラットフォームとしてのRPA導入推進

少子高齢化と人口減少による生産年齢人口の減少は、労働投入の減少となることから、労働者1人当たりの生産性を高めなければ、経済規模の縮小や人手不足の深刻化など、今後の経済・労働環境にマイナスの影響を与えます。また、労働生産性を向上させるためには、付加価値額を増加させずに機械化・ロボット化等ICTの導入により業務効率化を図り、労働投入量を減少させることである（出典：総務省「令和2年版情報通信白書」）とされております。日本国内のRPA市場は、2019年度の52,970百万円から2023年度には152,000百万円（出典：株式会社矢野経済研究所「RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）市場に関する調査（2020年）」）に拡大すると試算されております。

・新規取引業界及び顧客の獲得

企業が業務プロセスの効率化をIT投資で解決したい中期的な経営課題として認識しており、RPAは、企業において重視されるテクノロジーとして注目されております（出典：一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会「企業IT動向調査2020（IT予算の速報値）」、『企業IT動向調査報告書2020』ユーザー企業のIT投資・活用の最新動向（2019年度調査））。また、RPA導入率は、導入済みの企業が全体で38%、業種別にみると金融業界が59%と最も高くなっております（株式会社MM総研「RPA国内利用動向調査2020」）。既存取引先への導入推進に加えて、今まで取引がなかった非金融事業者の幅広い業界の企業からの問い合わせや受注が発生しており、今後、新規取引業界及び取引先の獲得を強化してまいりたいと考えております。

・広範な業務プロセスへの関与

当社はRPAの主要製品を提供するUiPath社のダイヤモンドパートナーであり、ライセンス販売や導入コンサルティングを提供しております。UiPath RPA Platformの企業への本格導入にあたっては、「UiPath Orchestrator」を導入し、顧客企業の各種システムを活用した各業務の自動化状況を把握・制御（注）するよう設定いたします。UiPath RPA Platform上に各業務が集約された結果、当社が潜在的なニーズを発見しやすくなり、システム開発やコンサルティングの需要を掘り起こすことが可能となります。

当社は、RPAライセンス販売や導入コンサルティングはもちろん、RPA導入後も顧客業務プロセスを改善する案件を獲得していきたいと考えております。

（注） オークストレーション機能と呼ばれており、ソフトウェアロボットの監視、管理、ワークフロージョブの管理、ユーザー管理・監査証跡など様々な機能を一元管理することができます。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社が継続して成長し発展していくためには、業務分析スキルやITスキルをもった優秀な人材の確保と育成が最重要経営課題であります。そのため、ITコンサルタントの転職イベントへの出展、電車広告、当社ホームページでの採用特設サイト等を通じて当社の知名度向上・ブランディング強化を図り、継続的な新卒採用と即戦力となるキャリア採用を推進しております。

また、MD(Managing Director)制(注1)に基づいて人材育成や実績に応じた報酬制度を採用しており、2020年12月期においては、MD22名の年間インセンティブ金額総額は86,664千円であり、MDの平均インセンティブは3,939千円(注2)となっております。なお、2016年12月期以降、MDの退職者はおりません。

当社の事業展開と発展のためには、ITコンサルタントとしての資質を備えていることに加えて顧客経営層と現場担当者の双方のニーズを適切に汲み取れるコミュニケーションスキルやRPA技術等先端ITの動向に対応できる人材が必須のため、人材開発に関連する投資を実行してまいります。

また、RPAに関する人材確保のため、2020年12月末現在、85名であるUiPathアカデミートレーニング(注3)修了者及び31名であるUiPathアカデミーRPAディベロッパー認定資格(注4)保有者を更に増加させるよう取り組んでまいります。

(注) 1. MD制

組織を各部署に分け、それぞれをひとつの会社のように位置付けて部署別収益管理制度をベースに運営することで部署の収益に個人の賞与を連動させる制度。なお、当社の賞与は、業績等に連動するインセンティブ賞与と業績等に連動しない基本賞与の2段構造となっており、インセンティブとは、年2回(夏、冬)の賞与のうち、部署及び個人の成果に連動したインセンティブ賞与を指す。

- 2020年12月期のMDの年間インセンティブ金額総額をMD数で除して算出。
- UiPath社が提供するRPA開発に必要な知識を習得できるオンライン学習サービス。
- UiPathの製品と機能について深い知識を持ち、ベストプラクティスと原則に基づいた開発スキルを証明する資格。

④ コーポレート・ガバナンス体制

当社は、企業規模が比較的小さいため、現在はそれに応じて十分な体制を構築しているものと考えておりますが、今後の業容拡大に応じてコーポレート・ガバナンス体制、社内管理体制及び内部管理体制をより一層強化していく必要があると考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第16期	第17期	第18期	第19期
	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日
売上高 (千円)	2,131,833	2,364,018	2,872,320	2,678,264
経常利益 (千円)	291,543	291,086	328,798	78,544
当期純利益 (千円)	206,938	202,525	223,286	69,925
1株当たり当期純利益 (円)	199.36	195.11	199.69	51.20
総資産 (千円)	1,167,201	1,249,172	2,164,635	2,105,746
純資産 (千円)	585,458	787,984	1,615,710	1,649,748

- (注) 1. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第16期の「(5) 財産及び損益の状況の推移」については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。
2. 2018年3月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。また、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を記載しております。
3. 第18期に総資産及び純資産が増加しているのは、2019年10月1日に当社株式を東京証券取引所に上場して第三者割当増資を行っているためであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、情報システムの構築、運用管理、保守等に関するあらゆるサービスを提供するトータルシステムインテグレータが主たる事業であり、以下の事業を行っております。

- (1) システムコンサルティング
- (2) システム設計及び開発
- (3) プロジェクトマネジメントに関するコンサルティング業務
- (4) アウトソーシング事業（事務受託業務）
- (5) 労働者派遣に関する一切の業務
- (6) RPAライセンスの販売
- (7) RPAに関するコンサルティング、システムの導入、設計及び開発

(8) 主要な事業所 (2020年12月31日現在)

本 社：東京都千代田区

営業所：東京都千代田区

福岡県福岡市

大阪府大阪市

(9) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

使用人数		前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	115名	7名 (増)	36.2歳	5.6年
女 性	47名			
合計	162名 [60名]			

- (注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 使用人数欄の〔外書き〕は、臨時従業員（有期雇用の契約社員の年間平均雇用人員（1日8時間換算））であります。

(10) 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と取引限度額を決めた特別当座貸越契約を締結しておりません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,367,148株 |
| ③ 株主数 | 898名 |
| ④ 上位10名の株主 | |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
合同会社未来企画	298,000	22.03
合同会社一誠堂	284,000	20.99
佐藤 成信	98,000	7.24
兼子 浩之	88,000	6.50
高橋 忠郎	60,000	4.43
村澤 大輔	33,000	2.44
老川 信二郎	32,000	2.36
株式会社SBI証券	25,900	1.91
MSIP CLIENT SECURITIES	23,500	1.73
加藤 秀和	20,000	1.47

(注) 当社は自己株式14,700株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

	第1回新株予約権
決議年月日	2018年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) 3名 取締役(監査等委員) 3名
新株予約権の数(個)	4,382個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 8,764株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権1個当たりの行使価額	1,600円
新株予約権の行使期間	2020年7月19日から 2028年3月28日まで
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合はその権利を喪失する。</p> <p>③ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p>

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式2株とする。なお、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割(または株式併合)の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額800円（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合には、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

4. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併等において定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの合併等において定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「合併等対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、合併等対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤 田 勝 彦	—
代表取締役社長	佐 藤 成 信	—
取締役副社長	兼 子 浩 之	ビジネストランスフォーメーション本部長
取締役	老 川 信二郎	IT戦略コンサルティング本部長
取締役	高 橋 忠 郎	経営企画担当、デジタルインテグレーション推進本部担当、IT戦略コンサルティング副本部長
取締役	川 嶋 しづ子	経営管理本部長
取締役 (監査等委員)	尾 崎 弘 之	神戸大学大学院教授 デリカフーズホールディングス株式会社取締役 株式会社ダイセキ環境ソリューション取締役監査等委員
取締役 (監査等委員)	中 村 修 一	中村修一税理士事務所所長 合同会社さくら会計代表社員
取締役 (監査等委員)	岩 下 誠	—

- (注) 1. 取締役尾崎弘之、中村修一及び岩下誠の3氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務として、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門及び業務執行取締役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、取締役尾崎弘之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員中村修一氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相応程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役（監査等委員を除く）	7名	105,600千円	（うち社外取締役1名 900千円）
取締役（監査等委員）	3名	5,040千円	（うち社外取締役3名 5,040千円）
監査役	3名	2,100千円	（うち社外監査役2名 480千円）
合計	9名	112,740千円	（うち社外取締役・社外監査役3名 6,420千円）

- (注) 1. 当社は、2020年3月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。

④ 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先につきましては、(3)①「取締役に関する事項」に記載のとおりです。当社と兼職先との間に取引関係等はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	活動状況
尾崎 弘之	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会10回の全てに出席し、主に金融機関等の豊富な経験や見識並びに外部的視点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
中村 修一	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会5回、監査等委員会10回の全てに出席し、主に税理士として会計及び税務に関する高度な知識や経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
岩下 誠	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会5回、監査等委員会10回の全てに出席し、主に企業経営の知見並びに外部的視点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000 千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」の適用（2021年度、または2022年度適用予定）による会計方針のアドバイザー業務を委託し、その対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由またはこれに準じる事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、職務執行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針に従って次のとおり体制を整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を制定しております。全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図ります。
 - (2) 当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」の定期的な開催、「コンプライアンス規程」の制定、内部監査及び顧問弁護士による助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。
 - (3) 「リスク・コンプライアンス委員会」は、定期的な開催による加えて、万が一不正行為が発生した場合には、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて管理部は再発防止活動を推進します。
 - (4) 内部通報体制として通報窓口（ホットライン）を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めます。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存します。
 - (2) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立します。情報セキュリティに関する具体的な施策については、「情報セキュリティ委員会」で審議し、推進します。
 - (3) 個人情報については、法令及び「個人情報管理規程」に基づき、厳重に管理します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。
 - (2) 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「リスク・コンプライアンス委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役に報告します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催

- し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。
- (2) 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。
 - (3) 当社は、「組織規程」及び「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告しております。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- (1) 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を置きます。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得た上でを行い、指揮命令等について当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。
6. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する事項
- (1) 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。
 - (2) 監査等委員会は、重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、コンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。
 - (3) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。
7. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当該報告者が報告を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にしております。
8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員は、監査法人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に

必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものとします。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書の閲覧、取締役及び使用人等に対してヒアリングを実施することができます。
- (2) 監査等委員会は、監査法人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視します。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。
- (2) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しております。
- (2) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築します。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査人がモニタリングし、内部統制の有効性を確保しております。

② コンプライアンス

法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度においては、14回開催しております。また、当社の使用人に対し、その階層に応じて必

要なコンプライアンスについて、社外研修を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。さらに、内部通報体制として通報窓口（ホットライン）を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めております。

③ リスク管理体制

「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しており、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応及び経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の検討などを講じております。

④ 内部監査

内部監査人が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しております。

⑤ 取締役

当社取締役が法令及び定款に則って職務を遂行するよう社外取締役を選任し、取締役会を通じて活発な発言・意見交換が行われるよう努めております。なお、当事業年度においては当社では17回の取締役会を開催しております。

⑥ 取締役（監査等委員）

当社監査等委員である取締役は、取締役会への出席や職務を補助すべき取締役及び当該使用人による経営会議の参加結果の確認、その他稟議書の検閲などによって日常的なモニタリングを行い、監査機能を強化しております。また、特定監査等委員を中心として会計監査人や内部監査人と四半期ごとに意見交換会を実施するなどし、より効率的な監査が実施できるように努めております。なお、当事業年度において当社では5回の監査役会、10回の監査等委員会を開催しております。

⑦ 反社会的勢力への対応

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しています。また、当社は、地域警察、顧問弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部機関との連絡窓口を定め、随時情報交換に努めており、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

貸借対照表

2020年12月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	1,502,753	流動負債	455,997
現金及び預金	878,242	買掛金	109,227
売掛金	532,993	未払金	41,968
仕掛品	3,601	未払費用	158,386
貯蔵品	7,579	前受金	6,718
前渡金	924	賞与引当金	47,247
前払費用	58,092	その他	92,448
その他	24,515		
貸倒引当金	△3,196		
固定資産	602,992		
有形固定資産	34,756		
建物	18,094	負債合計	455,997
工具、器具及び備品	16,662	[純資産の部]	
無形固定資産	10,882	株主資本	1,649,748
ソフトウェア	10,826	資本金	377,391
その他	55	資本剰余金	357,391
投資その他の資産	557,353	資本準備金	357,391
投資有価証券	143,279	利益剰余金	951,371
敷金及び保証金	215,362	その他利益剰余金	951,371
長期貸付金	14,166	繰越利益剰余金	951,371
長期前払費用	91,417	自己株式	△36,406
繰延税金資産	101,695		
その他	5,599		
貸倒引当金	△14,166	純資産合計	1,649,748
資産合計	2,105,746	負債・純資産合計	2,105,746

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2020年1月1日
至 2020年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売上高		2,678,264
II. 売上原価		1,854,968
売上総利益		823,295
III. 販売費及び一般管理費		740,174
営業利益		83,121
IV. 営業外収益		
助成金収入	2,393	
その他	18	2,412
V. 営業外費用		
支払利息	14	
投資事業組合運用損	6,720	
その他	254	6,989
経常利益		78,544
VI. 特別利益		
受取和解金	40,000	40,000
税引前当期純利益		118,544
法人税、住民税及び事業税	24,603	
法人税等調整額	24,015	48,618
当期純利益		69,925

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2020年1月1日

至 2020年12月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	377,132	357,132	357,132	881,445	881,445
当期変動額					
新株の発行	259	259	259	—	—
当期純利益	—	—	—	69,925	69,925
自己株式の取得	—	—	—	—	—
当期変動額合計	259	259	259	69,925	69,925
当期末残高	377,391	357,391	357,391	951,371	951,371

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	—	1,615,710	1,615,710
当期変動額			
新株の発行	—	518	518
当期純利益	—	69,925	69,925
自己株式の取得	△36,406	△36,406	△36,406
当期変動額合計	△36,406	34,037	34,037
当期末残高	△36,406	1,649,748	1,649,748

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- 貯 蔵 品……………先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

ただし、2020年8月に取得した新事務所の建物附属設備については、利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	5～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

システム請負開発契約に係わる収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合（金額的な重要性が乏しい契約、または、工期がごく短期間のを除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の場合については工事完成基準を適用しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

投資事業組合等への出資

子会社及び関連会社でない組合等については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

III. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

IV. 会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、本社移転を決議いたしました。この本社移転に関する決議に伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また同様に本社事務所の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務の資産除去債務の費用配分の期間についての見積りの変更を行っております。これにより従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、4,831千円減少しております。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 66,424千円
2. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	1,366,500株	648株	0株	1,367,148株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による新株発行によるものであります。

(2) 自己株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	0株	14,700株	0株	14,700株

(注) 自己株式の総数の増加は、2020年11月20日開催の臨時取締役会決議に基づく買い付けによる増加であります。

(3) 新株予約権等に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	0株	123,598株	648株	122,950株

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸倒損失	73,538千円
賞与引当金	14,467 "
ソフトウェア	3,802 "
一括償却資産	2,433 "
その他	7,453 "
繰延税金資産小計	101,695千円
評価性引当額	— "
繰延税金資産合計	101,695千円
繰延税金負債	—千円
繰延税金資産純額	101,695千円

VIII. リース取引に関する注記

オペレーティング・リース取引(解約不能のもの)

	未経過リース料
1年以内	59,362千円
1年超	222,609千円
合計	281,972千円

(注) 定期建物賃貸借契約によるものであります。

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、ビジネステクノロジーソリューション事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入等により調達しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、事務所建物の賃貸契約に係る敷金等であり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、与信管理規程に従い、取引先ごとに与信限度額を設定し、経理部が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対するものはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）を参照ください。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	878,242	878,242	—
(2) 売掛金	532,993		
貸倒引当金(※1)	△3,196		
	529,796	529,796	—
(3) 敷金及び保証金(※2)	119,062	97,016	△22,046
資産計	1,527,102	1,505,055	△22,046
(1) 買掛金	109,227	109,227	—
(2) 未払金	41,968	41,968	—
負債計	151,196	151,196	—

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 敷金及び保証金については、償還予定を合理的に算定できるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	2020年12月31日
敷金及び保証金	96,300千円

敷金及び保証金のうち、償還予定を合理的に算定できないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 敷金及び保証金」には含まれておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	878,242	—	—	—
売掛金	532,993	—	—	—
敷金及び保証金	55,929	58,572	—	4,561
合計	1,467,164	58,572	—	4,561

敷金及び保証金については、償還予定を合理的に算定できるものを表示しております。

X. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

- XI. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,219円82銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 51円20銭 |

- XII. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

株式会社パワーソリューションズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パワーソリューションズの2020年1月1日から2020年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び内部監査部門その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。
 - ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月25日

株式会社パワーソリューションズ 監査等委員会

監査等委員	尾崎 弘之	Ⓢ
監査等委員	中村 修一	Ⓢ
監査等委員	岩下 誠	Ⓢ

(注) 監査等委員 尾崎弘之、中村修一及び岩下誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふじた かつひこ 藤田 勝彦 (1959年10月3日) 再任	1985年4月 野村コンピュータシステム株式会社（現株式会社野村総合研究所）入社 2000年6月 同社 投信システムサービス事業部長 2001年6月 同社 資産運用システムサービス事業部長 2004年10月 同社 投資情報事業部長 2009年10月 同社 BPO事業推進部長 2010年4月 同社 プロセスイノベーション事業部長 2010年7月 NRI プロセスイノベーション株式会社 代表取締役社長 2013年4月 株式会社野村総合研究所 執行役員 資産運用ソリューション事業本部長 2017年4月 同社 常務執行役員 資産運用ソリューション事業本部長 2018年4月 NRI ワークプレイスサービス株式会社 代表取締役社長 2020年7月 当社入社 顧問 2020年8月 当社 代表取締役会長（現任）	—
2	さとう なるのぶ 佐藤 成信 (1970年10月8日) 再任	1997年4月 株式会社野村総合研究所入社 2002年1月 当社設立 代表取締役社長（現任）	396,000株
3	かねこ ひろゆき 兼子 浩之 (1971年3月2日) 再任	1993年4月 株式会社日立ビジネス機器（現株式会社日立システムズ）入社 2002年1月 当社設立 専務取締役 2012年9月 当社 取締役 2017年7月 当社 取締役副社長金融ビジネスコンサルティング本部長 2018年12月 当社取締役副社長ビジネストラנסフォーメーション本部長（現任）	372,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	おいかわ しんじろう 老川 信二郎 (1971年8月23日) 再任	1994年4月 さくら情報システム株式会社入社 2004年7月 ビットワレット株式会社入社 2007年1月 当社 入社 2007年9月 当社 金融システムコンサルティング部長 2009年7月 当社 金融ITコンサルティング副本部長ITコンサルティング5部長 2010年3月 当社 取締役 2017年7月 当社 取締役金融ITコンサルティング本部長兼金融ビジネスコンサルティング副本部長 2018年12月 当社 取締役IT戦略コンサルティング本部長 2020年1月 当社 取締役IT戦略コンサルティング本部長兼デジタルインテグレーション推進本部担当 2020年9月 当社 取締役IT戦略コンサルティング本部長(現任)	32,000株
5	たかはし ただろう 高橋 忠郎 (1976年3月27日) 再任	2001年4月 A I G システムズ株式会社入社 2004年4月 当社 入社 2007年9月 当社 資産運用システムコンサルティング1部長 2008年1月 当社 取締役システムコンサルティング本部長 2008年7月 当社 取締役金融ITコンサルティング本部長ITコンサルティング6部長 2014年1月 当社 取締役金融ITコンサルティング本部長 2017年7月 当社 取締役副社長 2018年1月 当社 取締役副社長経営管理本部長 2020年1月 当社 取締役副社長経営管理本部長兼経営企画担当 2020年3月 当社 取締役経営企画担当 2020年9月 当社 取締役経営企画担当兼デジタルインテグレーション推進本部担当 2020年11月 当社 取締役経営企画担当兼デジタルインテグレーション推進本部担当兼IT戦略コンサルティング副本部長(現任)	60,000株
6	かわしま しづこ 川嶋 しづ子 (1972年7月8日) 再任	1993年4月 日本生命保険相互会社入社 1994年10月 株式会社ツーリストサービス入社 2002年1月 当社 入社 2008年7月 当社 管理部長 2016年1月 当社 常勤監査役 2020年3月 当社 取締役経営管理本部長(現任)	2,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 代表取締役社長佐藤成信氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社未来企画が保有する株式数を、取締役副社長兼子浩之氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社一誠堂が保有する株式数を含んでおります。

3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うことまたは当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。

本議案の候補者全員は、選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当社は当該保険契約を任期途中で更新することを予定しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬の額は、2020年3月27日開催の第18期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠にて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、新たに報酬として譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」という。）を付与することにつきご承認をお願いいたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

本議案に基づき対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は、年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、現行の金銭報酬額の内枠で年額3,000万円以内（本譲渡制限付株式の発行または自己株式の処分は、対象取締役の報酬として募集に係る株式を発行等するものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しないが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）として算出する。）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を

締結するものとします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

- (1) 対象取締役は、本譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)の地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(1)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

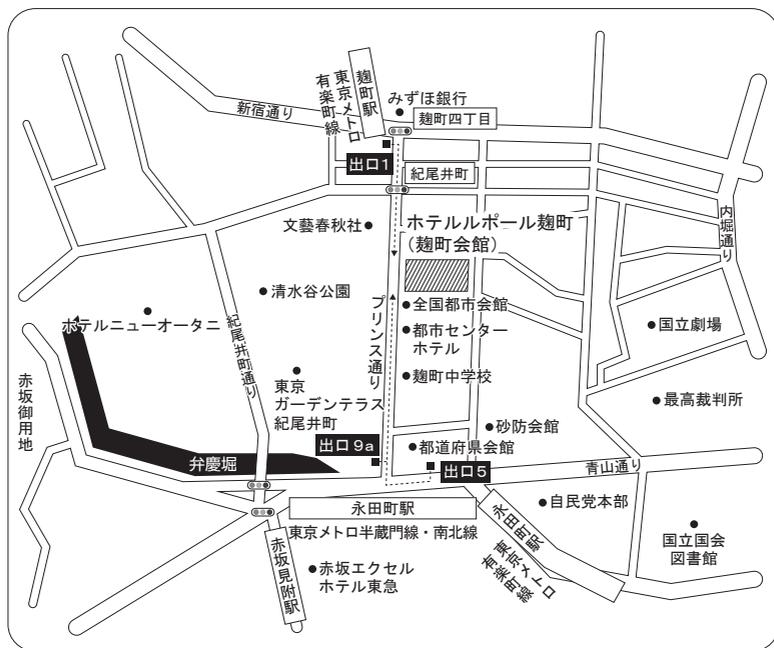
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記の年額の上限を範囲内とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区平河町二丁目 4 番 3 号
ホテルルポール麹町（麹町会館）
2階「サファイア」
電話 03（3265）5365



主要交通機関 地下鉄 有楽町線 「麹町駅」1番出口より徒歩3分
有楽町線 「永田町駅」5番出口より徒歩5分
・半蔵門線
南北線 「永田町駅」9a番出口より徒歩5分